

制定 平成 22 年 6 月 10 日

改正 平成 24 年 7 月 2 日

役員退職慰労金支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、協会の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）が退職した場合の退職慰労金の支給の基準について定めることを目的とする。

(退職慰労金の支給)

第 2 条 退職慰労金は、役員が退職した場合に、評議員会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。

2 退職慰労金は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職慰労金の金額からその金額を控除して支給する。

3 退職慰労金は、役員が退職後すみやかに支給する。ただし、死亡により退職した者に対する退職慰労金の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職慰労金の算定基準)

第 3 条 退職慰労金の額は、役員在職期間 1 年につき、その者の報酬年額を 12 で除して得た金額とする。

(退職慰労金の特例)

第 4 条 役員が在任中、特に功績があった場合等には、前条により算出した金額に 30% を超えない範囲内で増額して支給することができる。

2 協会の財務状況等諸般の事情により、算出金額の 30% を超えない範囲で減額することができる。

(退職慰労金の支給制限)

第 5 条 役員が在任中、協会に重大な損害を与えた場合は、第 3 条の規定に拘わらず、退職慰労金を減額し、又は支給しないことがある。

(在職期間の計算)

第 6 条 在職期間の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 年未満の端数は月割計算とし、1 ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを 1 ヶ月と計算するものとする。

(遺族の範囲)

第 7 条 役員が死亡した場合の退職慰労金は、遺族に支給する。この場合、労働基準法施行規則第 4 2 条から第 4 5 条までの規定を準用し受給資格者を定める。

(端数)

第8条 この規程の定めるところにより計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この規程の改正は、公益財団法人日本電信電話ユーザ協会の設立の登記のあった日から施行する。